

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定

環境管理課

- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 特定計量器定期検査

指導監査室

- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

会計課

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

経営支援課

- 随意契約の相手方の決定

建築指導課

- 一般競争入札の実施

内部事務課

【人事委員会】

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 キューピーターゴ株式会社

住 所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7

氏 名 代表取締役 齋藤 謙吾

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 キューピーターゴ株式会社笠岡工場

所在地 笠岡市走田641-2

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (Y)		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (D), (E)	
能	力	500組/時		480個/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和元年7月27日		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和元年7月28日		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和元年7月29日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	9	14	同左	
	p H	6.0~9.0	6.0~9.0		
	B O D (mg/L)	240	290		
	C O D (mg/L)	150	190		
	S S (mg/L)	70	100		
	油 分 (mg/L)	15	20		
	T-N (mg/L)	30	35		
	T-P (mg/L)	4	5		
大腸菌群数 (個/cm ³)	2,400	4,000	3,000	5,000	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 2-ロ畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (D), (E) の汚水等の水量は2基合計分を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和元年5月24日から同年6月14日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第二百五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

備前市吉永町南方字小高坊一〇番四の一部、同字柏原西一二三番の一部、一二五番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 講ずべき措置

規則別表第六の一の項の中欄に定める地下水の水質の測定

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十一年三月二十七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

◎岡山県告示第二百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人雄栄会 角田医院

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番一一三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人雄栄会

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番一一三号

三 指定年月日

平成三十一年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二八八〇〇一一

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

							瀬戸内市
〃	〃	〃	瀬戸内市役所	〃	瀬戸内市役所牛窓支所	〃	瀬戸内市役所長船支所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	十九日	〃	十八日	〃	十七日	〃	十六日
一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
一三五〇〇	一三〇〇	一三五〇〇	一三〇〇	一三五〇〇	一三〇〇	一三五〇〇	一三〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

◎岡山県告示第二百五十五号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成三十一年四月三十日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	瀬戸内市邑久町本庄一八八五―二
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	宇津木 源太郎	
売 り さ ば き 場 所	瀬戸内市邑久町本庄一八八五―二	

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

〔一九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山
所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 出井 武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 イオンリテール株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 岡崎 双一

(変更後) 名称 イオンリテール株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役 出井 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙に記載のとおり
(変更後) 届出書別紙に記載のとおり

4 変更年月日

平成三十一年三月一日ほか

二 届出年月日

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

令和元年五月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年五月二十四日から同年九月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

〔一九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町福元字向須加一二九―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町福元七七

株式会社岡山村田製作所

代表取締役社長 中島 規巨

三 許可番号

岡山県指令建指第五八号

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

〔一九四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
給与システム保守運用業務
- 二 契約期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
六九、〇〇二、九二八円（うち消費税額及び地方消費税額五、一一一、三二八円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔一九五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 545式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和元年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書
(本庁及び出先) (以下「仕様書」という。) による。

(3) 納入期限

令和元年 9月20日 (金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成31年岡山県告示第30号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和元年6月25日（火） 正午
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7540
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和元年5月24日（金）から同年6月25日（火）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月5日（金） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年7月3日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和元年6月25日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 545 Units

(2) Delivery date :

By 20 September (Friday) , 2019

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 5 July (Friday) , 2019

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔一九六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 470式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和元年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書(教育庁)(以下「仕様書」という。)による。

(3) 納入期限

令和元年9月20日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成31年岡山県告示第30号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和元年6月25日（火） 正午
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7540
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和元年5月24日（金）から同年6月25日（火）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月5日（金） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年7月3日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和元年6月25日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

令和元年5月24日 岡山県公報 第12094号

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 470 Units

(2) Delivery date :

By 20 September (Friday) , 2019

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 : 40 P. M. 5 July (Friday) , 2019

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県人事委員会規則第十六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四の2 短大卒の項第一号中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第二号中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。